

消費税の基本と改正消費税セミナー

～軽減税率制度における経理方式の変更と実務への影響～

今年の6月1日、安倍総理大臣が消費税率の10%への引上げと『軽減税率制度』の導入時期を平成31年10月に延期する旨を発表しました。

しかし、今度の消費税の改正は、単なる10%への引上げというだけでなく、平成35年10月導入の『インボイス制度』を視野に入れています。

インボイスとは、事業者が10%の取引と飲食料品などの軽減税率8%の取引を仕分けるために必要な品目ごとの税率や税額を詳しく記す請求書のことをいい、経理事務が複雑になるだけではなく、システムへの投資などが、事業者側の負担として大きくのしかかるでしょう。

さらに、『インボイス制度』においては、『免税事業者』からの「仕入税額控除」が不可となるため、年商1千万円未満の事業者にとっては、売上先から選別される事態が起こりかねません。

また、年商1千万円以上の事業者であっても、支払先に『免税事業者』がいる場合、所得税法・法人税法上の経費として認められる支払であっても、消費税法上の「仕入税額控除」に認められないため、消費税の負担が増えることも考えられます。

改正内容を知ることにより、今からでも少しずつ準備をしておく必要があるでしょう。

本セミナーでは、実務に必要な消費税の基本的な内容について説明後、改正消費税による実務への影響について解説するとともに、間近に控えた年末調整におけるマイナンバーの取り扱いについても紹介いたします。

記

- 日時 : 平成28年11月24日(木) 18:30～20:00
- 会場 : 木曾岬町商工会館 研修室
- 講師 : 伊藤智哉税理士事務所 所長 伊藤智哉(税理士)

●内 容 :

(1) 消費税の基本

- ・消費税の仕組み
- ・本則課税と簡易課税(どういった場合どちらが有利か?)

(2) 改正消費税による実務への影響

- ・高額資産を取得した場合の特例措置の見直し
(平成28年4月1日以後取得した高額資産における
事業者免税点・簡易課税制度の適用廃止)
- ・『軽減税率制度』とは? 『インボイス制度』とは?
- ・改正消費税に対して、今から準備しておくこと

(3) 年末調整におけるマイナンバーの取り扱い注意点



伊藤智哉税理士事務所 代表

いとう ともや
伊藤 智哉 氏

昭和51年長島町生まれ。桑名高等学校卒。青山学院大学経営学部卒業後、一般企業・税理士法人等の勤務を経て開業、現在に至る。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・切り取らずにそのまま FAX で送信してください・・・・・・・・・・・・・・・・

セミナー申込書

FAX (0567) 68-4540 (木曾岬町商工会)

氏名			
事業所名			
住所			
TEL		備考	